

令和2年11月16日
県北建設事務所建築住宅課

建築基準法第6条第1項第四号の規定による 知事が指定する区域について

県北建設事務所が所管する区域（二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡（桑折町、国見町、川俣町）、安達郡（大玉村））においては、建築基準法第6条第1項第四号の規定による知事が指定する区域はありません。

【問い合わせ先】

県北建設事務所 建築住宅課 指導審査係
電話：024-521-2575 FAX：024-521-2849